

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委

矢倉 克夫 議員(公明)

1問 本法律案が成立し、判例情報のAI利活用が進んだ場合、AIが学習した裁判情報を基に偏った判断や誤用、誤解釈がされる可能性を否定できず、また、二次利用、三次利用での誤情報、誤解釈に基づく裁判情報がSNS等で広く拡散された場合、現状では速効性のある対応ができないのではと危惧しているが、これらへの対応策を検討しているか、法務大臣に問う。

○ 本制度により整備される民事裁判情報のデータベースは、御指摘のとおり、利用者によりAIの学習素材としても用いられ得るものであり、その前提として、まずは、指定法人において、正確で、かつ、偏りのない網羅的なデータベースを整備することが肝要であると考えている。

○ その上で、

- ・ 御指摘のAIによる誤情報の提示等については、AIの利用に当たっての一般的なりスクとして指摘されており、
- ・ SNSによる誤情報の拡散についても、AIが利用される場面に限らず生じ得る深刻な問題であ



ると認識しているが、
これらの点については、A Iの活用促進に当たっての政府全体の方針等も踏まえ、その予防及び抑止等が図られていくものと認識。

- 法務省としては、本制度による民事裁判情報の利用状況を注視するとともに、A Iの活用に係る政府全体としての方針も踏まえて、利用者に対する啓発を含め、必要な取組を行ってまいりたい。

(参考1) 利用者が指定法人のデータベースを不正利用した場合の対応

本法律案では、法務省令で定める正当な理由があるときは、指定法人が利用者との情報提供契約を解除できることとしており、速効性のある対応とは言い難い面もあるものの、利用者による誤情報の拡散が発覚した場合の対応策の一つとなり得る。

(参考2) 令和7年3月12日衆・法務委員会における鈴木法務大臣の答弁

- 鈴木国務大臣 法務、司法分野でどう、こうしたA I、人工知能というものを活用し、ある意味での様々な付加価値をつけていくのか、これは極めていろいろな可能性が高くある分野と思っております。

当然、AIの開発あるいは活用ということであれば、その基のデータですよね、データをどうきちんと整備をするのか、まさにデータをたくさん読み込ませなければ適切な解は当然求められないわけですから、そういった意味で、どのようにそうした環境整備をしていくかというのが、恐らくは、一義的には私どもの役割ではないかと思っております。

(中略)

そういった意味で、基盤整備ということであれば、今般、法務省において、今後、電子データとして作成されるようになる民事訴訟の判決書等の内容を民事裁判情報として適正かつ効果的な活用を促進するために新たな制度を創設する、そういった法案を提出したところであります。これからこの委員会でも御審議をいただくわけでありませけれども、この法案が成立できれば、その暁には、法務大臣の指定する法人によって整備、提供される基幹データベースを通じてより多くの民事裁判情報を利用できるようになる、そして、民間におけるAIの研究開発を含む様々な活用が行われるものと考えております。

法務省といたしましては、当面この基盤整備ということであればこの法案がまずは一丁目一番地ということでありませるので、この法案について国会において十分に御審議をいただいた上で、速やかに御可決いただけますよう、我々としても努力をしてまいりたいと思っております。

(参考3) 二次・三次の利用における誤情報の拡散について

指定法人は、二次的・三次的な利用者との間で直接契約を締結する関係にないことから、それらの者による誤情報の拡散に直接的に対処することは困難と考えられる。しかしながら、一次利用者として想定される判例データベース事業者等の利用規約においても、必要に応じた解除条項は設けられているものと考えられ、二次利用者等による不適切な利用の事実を一次利用者が認識しながらこうした条項に基づく契約の解除等を行わない場合には、指定法人が一次利用者との契約を解除することも考えられる。

(参考4) 令和7年4月11日衆・内閣委員会における城内国務大臣の答弁（人工知能関連技術の研究開発及び活用の促進に関する法律案審議）

○ 橋本（慧）委員（中略）

この夏に我々も大きな選挙を控えておりますし、今後我が国でも、偽の画像でありますとか動画が作られて、有権者の判断がディープフェイクによって大きく揺さぶられるようなことが出てくるということも十分に考えられますが、選挙におけるディープフェイクへの対策の実効性をどう確保するのか、お考えをお聞かせください。

○ 城内国務大臣 お答えいたします。

選挙活動に関連するかどうかにかかわらず、内閣府とい

たしましては、ディープフェイクを含めた偽・誤情報についての対策を講じていくことは、橋本委員も御指摘のとおり、大変重要であり急務であると考えております。

具体的には、本案第十三条に基づきまして、国が国際的な規範の趣旨に即した指針、これを整備することとなっております。この国際的な規範の一つであります広島AIプロセスの国際指針では、偽情報、誤情報に係る対策といたしまして、AIが生成したコンテンツであることを識別できるよう、電子透かし等の技術を開発導入することなどが挙げられております。

これらを踏まえまして、指針の詳細は検討中ではあるものの、例えば、一つの例として、AI開発者や事業者による電子透かしや来歴管理等を導入すること、もう一つは、AI活用者による法令遵守を徹底することなどを指針に明記することを想定しております。

いずれにしましても、関係省庁とも連携しまして、既存の法令やガイドラインの遵守徹底、AI研究開発者、活用者等によるしっかりとした自主的取組の促進、新たな技術の開発導入など、総合的に対策を進めてまいる考えであります。

(参考5) 令和7年4月11日衆・内閣委員会における徳増政府参考人の答弁（人工知能関連技術の研究開発及び活用の促進に関する法律案審議）

○ おおたけ委員 (中略) 生成A Iを検索エンジン代わりに利用し、企業等に関する誤情報が表示され、その誤った情報を基にSNSなどで発信して、他の多くの人々の様々な意思決定を誤った方向に導いた事例についてはどう対応できるか、伺います。

○ 徳増政府参考人 委員御指摘の事例について、政府としては、既存の法令ガイドライン等も活用して対処していくということでありますけれども、御指摘の趣旨が、今回のA I法案によって対応がどう変わるのかといった変化を尋ねているという理解の下、本法案によって変わると考えられる部分に絞って具体的にお答えをさせていただきます。

本法案に基づき、国は、国際規範に沿って指針を整備をいたしますが、その指針の中で、A I開発者による安全性向上について規定する予定であります。

その中には、誤情報を減らすための取組も当然含まれると考えておりまして、具体的にどういう対策を行うかは事業者によって異なりますが、例えば、生成A Iが企業等の情報を出力する際に、その根拠となった文献のURLを表示する等の対策が考えられます。

また、誤情報の出力について、A I提供者が情報を収集し、開発者に共有をし、対策を講じることも考えられる次第です。

このような対策によって、委員御指摘のような事案を、

発生してからの対応だけでなく、事前に予防、抑止、抑制をすることも考えてまいります。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(契約の締結及び解除)

第十条 (略)

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

○ 民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案 (参議院内閣委員会において審議中)

(目的)

第一条 この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本とな

る事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適正性の確保）

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】